

# 「ミツツツ」贈与を上手に活用しよう

## お得な暦年贈与

一般的には「贈与税は高い」といわれていますが、贈与額の全額に税金がかかるわけはありません。相続税と同じ

贈与税速算表（税率と控除額）【表1】

直系専属→18歳以上の者の場合 (A)			左記以外で通常の贈与の場合 (B)		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
400万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円	400万円以下	20%	25万円
1,000万円以下	30%	90万円	600万円以下	30%	65万円
1,500万円以下	40%	190万円	1,000万円以下	40%	125万円
3,000万円以下	45%	265万円	1,500万円以下	45%	175万円
4,500万円以下	50%	415万円	3,000万円以下	50%	250万円
4,500万円超	55%	640万円	3,000万円超	55%	400万円

### 贈与税額の計算方法

(年間に受け取った贈与額の合計 - 基礎控除 110万円) × 税率 - 控除  
課税価格

基礎控除ではなく、速算表の控除額

#### 計算例



① 受贈額 500万円 - 110万円 (基礎控除) = 390万円 (課税対象)

② それぞれの速算表の税率で計算する

父:  $(390万円 \times 15\% - 10万円) \times \frac{400}{500} = 38.8万円$

叔父:  $(390万円 \times 20\% - 25万円) \times \frac{100}{500} = 10.6万円$

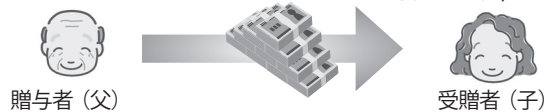
③ 合計 38.8万円 + 10.6万円 = 49.4万円の贈与税

贈与税  
納付額  
49.4万円

### 税額は大きく違う!

#### 1,000万円を一括贈与した場合

直系専属からの贈与なので速算表 (A) で計算



① 贈与額1,000万円 - 110万円 (基礎控除) = 890万円

② 890万 × 30% - 90万円 = 177万円

贈与税  
発生!  
177万円

#### 暦年贈与の場合



毎年の贈与額100万円が110万円 (基礎控除) 以内なので課税なし

贈与税  
0円

ように、「基礎控除」というものがあり、1人につき、年間110万円と定められています。例えば年間200万円を受贈した場合には、110万円を差し引いた90万円が課税

対象となり、この場合の税率は10% (表1) なので、受贈者は9万円の贈与税を納めることになります。この「基礎控除110万円」の範囲内で贈与を行えば、贈

与税は発生しない」という仕組みを用いて贈与を行う方法を「暦年贈与」といいます。左下図のように、1000万円を一度で贈与した場合には177万円の贈与税が発生

